

令和8年度むつ市自動運転実証運行事業業務委託プロポーザルに係る質疑回答

No.	項目	質問	回答
1	参加申込書・提出書類に関して	様式第2号「会社概要」における「委任地名称」「委任地所在地」には、具体的にどのような内容を記載すればよいでしょうか。 記載例等がございましたらご教示ください。	契約手続き等に係る事務を本社ではなく、支社や営業所等に委任する際に記載する必要があることから、「委任先名称」には支社等の名称を、「委任先所在地」には支社等の所在地を記載してください。
2	参加申込書・提出書類に関して	書類の提出にあたり、両面印刷の可否や、印刷方法に関する指定（片面印刷のみ等）がございましたらご教示ください。	提出書類は、両面印刷で構いません。 また、上記以外の印刷方法に関する指定はございません。
3	プロポーザル実施要領について	実施要領第10「企画提案書等の作成及び提出」(1)①ア会社概要について、「パンフレット等の別添可」とありますが、副本にパンフレットを別紙で添付する場合、事業者の特定につながる情報については黒塗り等の処理を行う必要がありますでしょうか。	お見込のとおりです。 なお、事業者の特定につながる情報としては、商号又は名称、所在地、代表者氏名、システム名、ロゴマーク等が挙げられますので、これらの情報について黒塗り等の処理を行ってください。
4	プロポーザル実施要領について	実施要領第10「企画提案書等の作成及び提出」(2)③に「左上をホチキス止め」との記載がありますが、それ以外の提出方法に関する要件はございますでしょうか。また、フラットファイル等を用いた製本は必要でしょうか。	提案書がカラーである場合はカラーで、かつ、片面印刷としてください。 なお、会社概要のパンフレット等を添付する場合にはこの限りではありませんが、事業者の特定につながる情報については黒塗り等の処理を行ってください。 また、フラットファイル等を用いた製本は必要ありませんが、妨げるものではありませんので、どちらでも構いません。
5	プロポーザル実施要領について	実施要領第11「審査方法等」(1)キに「プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書によるものとし、追加の提案書等は認めない」とありますが、プレゼンテーション時に、事前提出した企画提案書の内容を要約したスライド等を使用することは可能でしょうか。	要約したスライドを使用してプレゼンテーションする場合は、要約したものを企画提案書と併せてご提出ください。
6	仕様書について	仕様書第23条(4)に記載のジェイアールバス東北㈱、下北交通㈱、(有)むつ車体工業の本業務への参画方法（契約形態、参画時の役割・ポジション等）については、本案件の契約締結後に、むつ市様および各交通事業者様との協議により決定するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
7	仕様書について	仕様書第20条(6)について、2025年度の実証実験時における自動運転車両の保管場所をご教示いただけないでしょうか？また、その保管場所は本業務においては利用可能でしょうか？	2025年度の実証においては、むつ市役所の車庫を保管場所としておりました。 当該車庫を2026年度の実証においても利用する場合は、別途所管課と協議の上、決定する必要があります。
8	仕様書について	仕様書第20条(8)について、2025年度の実証実験時における燃料供給施設の敷設場所をご教示いただけないでしょうか。また、その施設や設置場所は本業務においても利用可能でしょうか？	2025年度の実証においては、むつ市内の自動車販売店に設置されている急速充電器を利用しておりました。 当該施設を2026年度の実証においても利用する場合は、別途設置店舗と協議の上、決定する必要があります。
9	現場体制について	実務担当者は「2名以上」とありますが、登録可能な人数に上限はございますでしょうか。	登録可能な人数に上限はございませんが、本業務の遂行に支障をきたすことのない体制を構築してください。
10	現場体制について	実務担当者について、業務契約期間中にむつ市様との協議の上、メンバーの追加・変更等を行うことは可能でしょうか。	当初登録していた担当者に事故等がある場合も想定されることから、発注者に申し、協議の上、追加・変更等を行うことは可能です。

令和8年度むつ市自動運転実証運行事業業務委託プロポーザルに係る質疑回答

No.	項目	質問	回答
11	現場体制について	業務実行期間中、総括責任者および実務担当者の常駐が望ましいとされていますが、総括責任者は必要に応じて現地対応とし、常駐する実務担当者については「業務担当者A→業務担当者B」のようにローテーション体制とすることは可能でしょうか。	ローテーション体制とすることについて妨げるものではありませんが、実施要領10(1)①ウの1点目に記載のとおり、業務担当者間において、本業務に対する理解度や業務遂行能力に濃淡がないようご留意ください。 なお、実施体制については、仕様書第18条の作業計画に記載のとおり、実施計画書として取りまとめた上で、発注者の承認を得るものとしていることについても併せてご留意ください。
12	運行期間について	運行期間について「冬季を含む90日以上」との指定がありますが、土日祝日の運行は想定されておりますでしょうか。	仕様書第23条第1号において、運行期間は「冬季間を含む90日間とする。」と定めております。 なお、この90日の間、土日祝日も運行することとし、年末年始にまたがる場合は、別途協議の上決定することとなります。
13	昨年度実証に関して	昨年度に実施された自動運転実証における遠隔監視体制について、体制（人員構成）および使用していた設備の概要をご教示いただくことは可能でしょうか。	2025年度の実証においては、バス事業者から人員を派遣していただき、計6名がシフト制で、遠隔監視業務に従事しました。 また、遠隔監視業務は、従事者が所属するバス事業者の事務所において、PC及びモニターを1台ずつ使用し、業務受注者開発の遠隔監視システムにより行っておりました。
14	昨年度実証に関して	自動運転に関する昨年の提案資料や計画資料等について、閲覧または共有いただくことは可能でしょうか。	当該資料は非公表のものでありますが、本プロポーザルへの参加を検討するにあたり、必要である場合には貸与いたしますので、本事業担当課まで御連絡ください。 なお、貸与は紙媒体のみとし、郵送に係る経費は参加申込者の負担といたします。 また、貸与した資料は、参加を申し込む場合には企画提案書の提出とともに、参加を申し込まない場合には令和8年2月27日（金）までにご返却ください。
15	車両保管場所	役所の車両保管場所は、屋根付きで、雨や雪の場合、車両のメンテナンスなど実施ができるスペースはありますか？	2025年度の実証においては、屋根付きのむつ市役所の車庫を保管場所とし、車両メンテナンス等を実施しておりました。 なお、当該車庫を2026年度の実証においても利用する場合は、別途所管課と協議の上決定する必要があることにご留意ください。
16	待機場	走行中の待機場（休憩15～30分程度・トイレができる場所）は、L2で運用するのに必要と思いますが、下北駅や来さまい館で待機可能でしょうか？	2025年度の実証においては、むつ来さまい館を発着場所とし、下北駅は停留所の設置のみとしました。いずれの施設も待機に十分なスペースや設備を有しておりますが、2026年度の実証にあたって、待機場所として利用するには、別途施設管理者及びバス事業者と協議の上決定することとなります。
17	運行期間の定義	運行期間（冬季間含む90日）についての定義の確認です。90日間には、24条の連休は、含まれるものとして考えてよいのか？	お見込のとおりです。
18	報告書の作成	成果報告書に地域の代替性・補完性に関する検証結果とあったが、交通全般に関するコンサルティングも業務に入っているのか？	本業務において、交通全般に関するコンサルティング業務は含まれておりません。 実証結果から、既存路線バスの代替性・補完性について検証していただき、その結果を成果報告書に記載してください。